



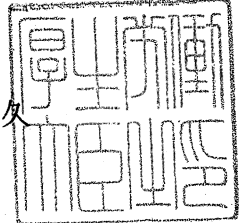
厚生労働省発基安0308第1号

平成 28 年 3 月 8 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 事業者は、産業医の選任を行うときは、現行の労働安全衛生規則に定めるところによるほか、次に掲げる者（1及び2にあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから選任しなければならないものとする。

1 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

2 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

3 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。